

議案第26号

宝塚市奨学金条例を廃止する条例の制定について

資料1 宝塚市奨学金条例を廃止する条例の制定について

1 主旨

高校生、大学生等を対象とした国、県の奨学金制度が充実してきたことから、宝塚市奨学金条例で定める、①高校生を対象とした給付型奨学金、②高校生、大学生を対象とした貸付型奨学金、③高校生入学前の中学生を対象とした私立高校入学支度金斡旋制度の見直しを行い、条例を廃止する。

2 本市の奨学助成事業

| 対 象          | 制 度 等         | 対 象 ・ 給 付 貸 付 額 等 |   |
|--------------|---------------|-------------------|---|
| 高校生          | 給付            | 対 象<br>給付額        | ○生活保護世帯 公立 7,000 円/月 私立 12,000 円/月<br>○就学援助世帯 公立 6,000 円/月 私立 10,000 円/月    |
| 高校生・<br>大学生等 | 貸付            | 対 象               | ○生活保護世帯 ○就学援助世帯 ○生保基準 1.9 倍以下<br>世帯の所得が 430 万円以下                            |
|              |               | 貸付額<br>(月額)       | 高校生 公立 15,000 円以内/月 私立 25,000 円以内/月<br>大学生等 公立 18,000 円以内/月 私立 30,000 円以内/月 |
| 高校生<br>入学前   | 入学支度金<br>融資斡旋 | 対 象               | 世帯の所得が 430 万円以下の私立高校入学予定者   |
|              |               | 斡旋額               | 300,000 円 (金融機関に融資斡旋：利息は市が負担)   |

3 奨学助成事業の見直し

(1) 給付型奨学金(高校生)

2009 年度から始まった国、県による高校の授業料の無償化は、2014 年度に拡充され、さらに 2020 年度から所得基準の緩和をはじめ、当該制度が充実する。また、2014 年度から始まった奨学給付金制度が充実しているため、高校生を対象とした給付型奨学金を 2020 年度から廃止する。

(2) 貸付型奨学金(高校生、大学生等)

高校生は、国、県による授業料無償化と奨学給付金制度の充実により、高校生を対象とした貸付型奨学金を廃止する。

また、大学生等についても、2020 年度から開始する高等教育等(大学等)の授業料無償化と給付型奨学金が創設されたことを受け、本市の大学生等を対象とした貸付型奨学金を 2020 年度から廃止する。

ただし、現時点における本制度の利用者に対しては、在学する学校を卒業するまでの間、引き続き貸付を受けることができるよう経過措置を設ける。

(3) 私立高等学校入学支度金融資斡旋制度(高校生入学前)

本制度は、兵庫県私学振興協会の私立高校入学資金貸付制度を補完する制度であることから、2006 年度以降は、全ての希望者が兵庫県私学振興協会の制度を利用しており、本市の融資斡旋制度の利用者がいないため、本制度を 2020 年度から廃止する。

【参考】 文部科学省、兵庫県教育委員会による授業料無償化、奨学給付金制度

1 高校生を対象とした授業料の無償化、給付型奨学金、私立高校入学支度金貸付

(1) 授業料の無償化(年額:2020年度)

| 目安の年収              | 県内私立高校    |
|--------------------|-----------|
| 年収 270 万円未満        | 408,000 円 |
| 年収 270 万円～590 万円程度 | 408,000 円 |
| 年収 590 万円～730 万円程度 | 218,000 円 |
| 年収 730 万円～910 万円程度 | 168,800 円 |

※2009 年度から公私立ともに公立高校の授業料と同額の無償化が開始された。2014 年度から国の補助額が増額され、さらに県が上乘せし、県下私立高校の平均授業料まで拡充された。さらに、国、県により 2020 年度から増額される。

※県外私立高校の授業料補助は未定

(2) 給付型奨学金(年額:2020年度)

| 学校種別 | 生活保護世帯   | 非課税(第1子)  | 非課税(第2子～) | 通信制      |
|------|----------|-----------|-----------|----------|
| 公立高校 | 32,300 円 | 82,700 円  | 129,700 円 | 36,500 円 |
| 私立高校 | 52,600 円 | 103,500 円 | 138,000 円 | 38,100 円 |

※公立高校の非課税(第1子)の給付額は未定(金額は2019年度)

(3) 私立高校入学支度金貸付(2020年度)

ア 対象 学資負担者の前年の市民税所得割額が 154,500 円未満の世帯  
イ 貸付額 300,000 円

2 大学生等を対象とした授業料の無償化、給付型奨学金(2020年度から)

(1) 対象者

① 所得要件

市町村民税所得割の課税標準額×6%－(調整控除+税額調整額)

第Ⅰ区分 100 円未満(年収 270 万円以下)

第Ⅱ区分 100 円以上 25,600 円未満(年収 300 万円以下)

第Ⅲ区分 25,600 円以上 51,300 円未満(年収 380 万円以下)

② 資産要件(不動産は対象外)

生計維持者が 2 人 2,000 万円未満

生計維持者が 1 人 1,250 万円未満

③ 学業成績、学修意欲

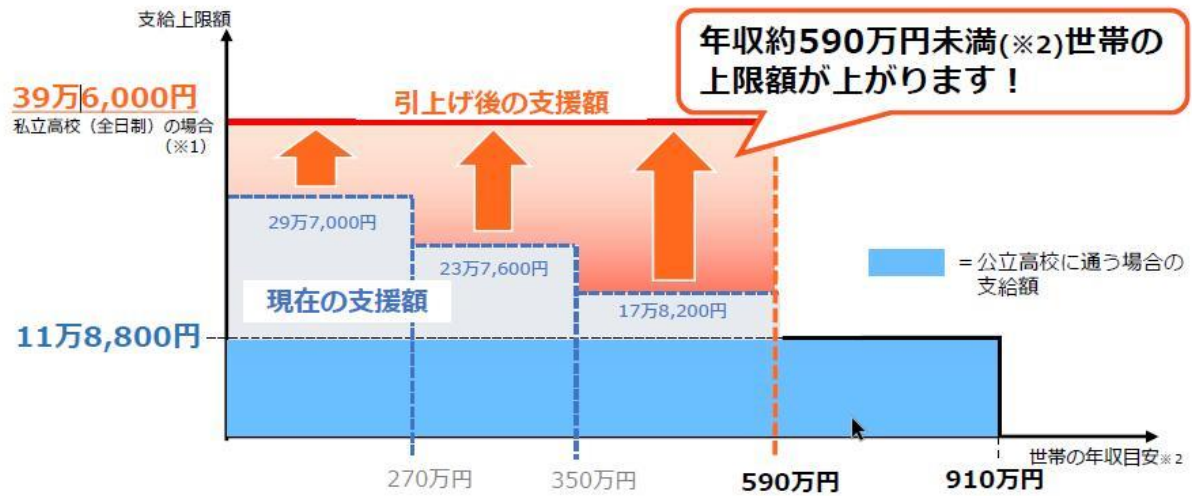
平均評価が 3.5 以上またはレポート、面接による学修意欲の確認

(2) 給付額(入学金は入学時のみ。下記は4年制大学の場合)

(年額)

| 学校種別 | 所得要件         | 授業料等      |           | 給付型奨学金    |           |
|------|--------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|      |              | 入学金       | 授業料       | 自宅通学      | 自宅外通学     |
| 国公立  | Ⅰ 100 円未満    | 282,000 円 | 535,800 円 | 350,400 円 | 800,400 円 |
|      | Ⅱ 25,600 円以下 | 188,000 円 | 357,200 円 | 233,600 円 | 534,000 円 |
|      | Ⅲ 51,300 円以下 | 94,000 円  | 178,600 円 | 116,800 円 | 267,600 円 |
| 私立   | Ⅰ 100 円未満    | 260,000 円 | 700,000 円 | 459,600 円 | 909,600 円 |
|      | Ⅱ 25,600 円以下 | 173,333 円 | 466,667 円 | 307,200 円 | 607,200 円 |
|      | Ⅲ 51,300 円以下 | 86,667 円  | 233,333 円 | 153,600 円 | 303,600 円 |

**高等学校等就学支援金（返還不要の授業料支援）の制度改正で、  
私立高校等に通う生徒への支援が手厚くなります！**



※1 私立高校（通信制）は29万7,000円、  
国公立の高等専門学校（1～3年）は23万4600円が支給上限額。

※2 両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安（家族構成別の年収目安は裏面下表参照）。

